

岩美町合併処理浄化槽維持管理組合規約

(目的)

第1条 この組合は、合併処理浄化槽の維持管理を共同して実施し、組合員の経済的な負担を軽減すると共に、適正な維持管理を推進することにより、生活排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、「岩美町合併処理浄化槽維持管理組合」（以下「組合」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事務所は岩美町役場環境水道課に置く。

(組合員)

第4条 組合は、岩美町合併処理浄化槽設置推進地区における合併処理浄化槽の設置者をもって組織する。

- 2 組合への新規加入は、申込書を提出し、組合長の承認を得た時点で組合員となる。
- 3 組合を退会しようとする者は、組合長へ退会届を提出するものとする。
- 4 組合費を1年以上滞納した者及び組合長が必要と認めた場合には、組合員の資格を喪失する。
- 5 合併処理浄化槽の使用を休止しようとする者は、組合長へ休止届を提出するものとする。

なお、合併処理浄化槽の使用を再開した場合には、合併処理浄化槽の使用開始報告書を提出するものとする。

ただし、再開にあたっては合併処理浄化槽の保守点検（保守点検により必要とされた修繕）を実施し、保守点検票を提出するものとする。なお、それによって生じた費用については組合員の負担とする。

(組合の業務)

第5条 組合はその目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 組合総代会及び役員会に関する事務
- (2) 加入金及び組合費の徴収に関する事務
- (3) 維持管理業者との契約及び契約事項の履行検査等の管理事務
- (4) 法定検査の受検に関する事項
- (5) 合併処理浄化槽の適正な使用の指導及び助言

- (6) 毎年予算書、決算書及び事業報告書の作成
 - (7) その他、組合の目的達成に必要な事項
- 2 組合は、組合員に対し、維持管理の状況を少なくとも年1回は報告しなければならない。

(組合の負担の範囲)

第6条 組合の負担する範囲は次による。ただし、組合員の不適切な使用により生じた経費を除く。

- (1) 合併処理浄化槽の維持管理・清掃及び修繕に要する経費
(修繕については、16,000円を上限とする。)
- (2) 法定検査(7条及び11条検査)業務に要する経費
- (3) その他管理運営費

(役員)

第7条 組合に次の役員を置く。

- (1) 組合長 1名
 - (2) 副組合長 1名
 - (3) 理事 6名以内(副組合長を含む。)
 - (4) 監事 2名
- 2 組合長及び理事は、総代会において選出する。
- 3 副組合長は、理事の中から組合長が選任する。
- 4 監事は、蒲生地区の設置者の代表及び小田地区の設置者の代表とし、役員の同意を得てこれを選任する。

(役員の仕事及び権限)

第8条 組合の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 組合長は組合を代表し、総代会及び役員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副組合長は組合長を補佐し、組合長事故ある時は、その仕事を代理する。
- (3) 理事は、組合の業務執行上の重要事項を審議する。
- (4) 監事は、組合の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(地区推進委員)

第10条 合併処理浄化槽の各地区における適正な維持管理を推進するため地区推進委員を置く。地区推進委員は、地区の総代となるものとする。

- 2 地区推進委員は、次のとおり各地区で選任する。

- (1) 東地区 1名
- (2) 浦富地区 1名
- (3) 大岩地区 2名
- (4) 本庄地区 2名
- (5) 小田地区 10名
- (6) 岩井地区 1名
- (7) 蒲生地区 8名

3 地区推進委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補充による地区推進委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(事務局)

第11条 組合の事務を執行するため事務局を置く。

2 事務局は、環境水道課職員若干名をもって組織する。

3 職員は組合長が任免する。

(会議)

第12条 組合に総代会及び役員会を置く。

(総代会)

第13条 総代会は、第10条に規定する地区推進委員により構成し、通常総代会及び臨時総代会とする。通常総代会は毎年1回6月に、臨時総代会は組合長が必要と認めたとき開催し、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び変更に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) その他、組合の運営に必要な事項

2 総代会は、総代の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、やむを得ない理由のために総代会に出席できない総代は、あらかじめ通知された事項について他の総代を代理人として表決を委任することができ、この場合、総代会に出席したものとみなす。

3 総代会の議事は、出席した総代の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第14条 役員会は、組合長が必要と認めた場合又は役員総数の3分の1以上の請求があった場合に開催し、組合の運営に必要な事項を審議する。

2 役員会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

3 役員会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経 費)

第15条 組合の経費は、組合員の組合費、加入金その他の収入をもって充てる。

(加入金、組合費の決定及び徴収方法)

第16条 組合に加入しようとする者は、加入時において、加入金として5,000円を納付しなければならない。退会しても、加入金は返金しない。

2 組合費の額は、別表のとおりとし、毎年度、6・9・12月に分割して徴収する。ただし、修繕費については、3月に精算を行うものとする。

3 年度の中で加入又は退会した場合も、組合費を納入するものとする。この場合、加入又は退会した日の属する月を含めた月数分の組合費を納入するものとする。

4 年度の中で合併処理浄化槽の休止をした場合も、組合費を納入するものとする。この場合、休止届を提出した日の属する月を含めた月数分の組合費を納入するものとする。

なお、合併処理浄化槽の使用開始報告書を提出した場合、使用開始報告書を提出した日の属する月を含めた月数分の組合費を納入するものとする。

5 組合を1度退会した者が退会の日から1年以内に組合に再度加入した場合においては、加入金を免除する。

(事業年度及び会計年度)

第17条 組合の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、組合の運営に関して必要な事項は組合長が役員会に諮って別に定める。

附 則

この規約は、平成11年 4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年12月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年10月23日から施行する。ただし、第15条第2項に定める組合費の額は、平成21年度徴収分から適用する。

附 則

この規約は、平成21年 7月 2日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年 2月18日から施行する。ただし、第16条第2項については、平成22年 4月 1日から適用するものとする。

附 則

この規約は、平成22年 6月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年 6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年 6月26日から施行し、平成26年度事業から適用する。

別表（第16条関係）

人槽の別	組合費の額（円/年）	
	H12.3月以前に設置	H12.4月以降に設置
5人槽	35,950円	35,950円
6人槽	37,450円	—
7人槽	39,450円	40,950円
8人槽	42,450円	—
10人槽	45,950円	48,950円
14人槽	53,550円	53,550円
18人槽	—	65,850円
30人槽	—	104,600円